

# ○紫波町建設工事等指名競争入札の実施等に関する要綱

## 目次

### 第1章 総則（第1～第4）

### 第2章 参加資格等（第5～第13）

### 第3章 入札（第14～第24）

### 第4章 契約及び着手（第25・第26）

### 第5章 公表（第27・第28）

### 第6章 指名停止その他措置（第29～第41）

### 第7章 補則（第42）

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1** この要綱は、法令等に定めのあるもののほか、町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び物品製造等（以下「工事等」という。）に係る指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

**第2** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- （2） 測量・建設コンサルタント等業務 測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントをいう。
- （3） 物品製造等 物品の製造、物品の販売、役務の提供及び物品の買受けをいう。
- （4） 入札参加者 指名競争入札の指名を受け、当該指名競争入札に参加しようとする者をいう。

##### （公正な入札の確保）

**第3** 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）その他関係法令に抵触するおそれのある行為を行ってはならない。

##### （異議の申立等）

**第4** 入札参加者は、入札後、この要綱、指名通知書、仕様書、設計書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 第2章 参加資格等

(資格審査)

**第5** 指名競争入札に参加しようとする者は、当該指名競争入札に参加するために必要な資格に関する町長の審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第17号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 建設業にあっては法第3条第1項の規定による許可及び法第27条の23第1項の経営事項審査（審査基準日が、資格審査の申請をする日の1年7月前の日以後のものに限る。）を受けていない者

(3) 測量業にあっては測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者

(4) 建築の設計業にあっては建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者

(申請書の提出)

**第6** 資格審査を受けようとする者は、その契約の種類（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び物品製造等の別をいう。以下同じ。）ごとに競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 申請書の様式、添付書類等及び提出時期は、契約の種類ごとに町長が別に定める。

(資格審査事項)

**第7** 町長は、資格審査に当たっては、次に掲げる項目について分析し、入札参加者としての適格性を審査するものとする。

(1) 経営規模

(2) 経営状況

(3) その他（技術力、社会性、業務成績その他町長が必要と認めるもの）

(資格者名簿の作成)

**第8** 町長は、資格審査の結果に基づき、その契約の種類ごとに紫波町建設工事等入札参加者登録簿（以下「資格者名簿」という。）を作成するものとする。

2 町長は、資格者名簿を作成したときは、町のホームページ及び総務課に設ける閲覧所において閲覧に供する方法により、これを公表するものとする。

(資格者名簿の有効期間)

**第9** 資格者名簿の有効期間は、2会計年度とする。ただし、2会計年度経過後翌2会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。

(変更の届出)

**第10** 資格者名簿に登載された者（以下「資格者」という。）は、申請書の記載事項等に変更があったときは、別に定めるところにより直ちにその旨を町長に文書で届け出なければならない。

(資格の喪失)

**第11** 資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資格者の資格を失うものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 法令の規定により許可等を必要とする業務につき、当該許可等の取消し等の処分を受けたとき。

(資格の取消し及び通知)

**第12** 町長は、資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資格者の資格を取り消すものとする。

- (1) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

2 町長は、前項の規定により資格者の資格を取り消したときは、直ちにその旨を当該資格者に通知するものとする。

(指名業者の選定基準)

**第13** 町長は、工事等を指名競争入札に付するときは、別に定める工事等発注標準により指名業者の選定を行うものとする。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

- (1) 工事等発注標準により選定された者が3者以下であるとき。
- (2) 特別の技術を要する工事等であるとき。
- (3) 災害その他の理由により緊急に指名競争入札に付する必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか町長が必要と認めるとき。

2 町長は、指名業者の選定にあつては、前項に規定するほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営の状況
- (3) 工事等における成績
- (4) 手持ち工事等の状況

- (5) 工事等に係る技術的特性
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況
- (8) その他特に考慮する必要がある事項

3 町長は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める関係にある資格者を同一の入札において指名しない。

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子親会等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）との関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (3) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねる関係にある場合
- (4) 前3号に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 第3章 入札

（基本的事項）

**第14** 入札参加者は、指名通知書、仕様書、設計図書等を熟知の上、入札しなければならない。

（入札の辞退）

**第15** 入札参加者は、入札が完了するまでは、いつでも指名を受けた指名競争入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、指名を受けた指名競争入札を辞退するときは、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、その旨を申し出なければならない。

- (1) 入札会の執行前 入札辞退届（様式第1号）を町長に提出する方法（持参又は郵送（入札会の前日までに到着するものに限る。）に限る。）
- (2) 入札会の執行中 入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札を執行する者（以下「執行者」という。）に提出する方法

3 町長は、指名を受けた指名競争入札を辞退した者に対し、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

（入札の方法）

**第16** 入札参加者は、町長が指定する時刻までに会場に参集し、入札書に件名、入札金額、入札参加者氏名（法人にあっては、その名称及び代表者職氏名とし、代理人が入札を行う場合にあっては、受任者の氏名を併記するものとする。）その他必要事項を表記し、入札書及び工事費の内訳

書を入札箱に投かんしなければならない。ただし、工事費の内訳書の提出の指示がなかった場合及び第24第2項の入札の場合は、この限りでない。

2 入札書に記載する金額は、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税を差し引いた額とする。

(内訳書)

**第17** 工事費の内訳書の様式及び工種等の内容は、建設工事ごとに町長が別に定める。

(最低制限価格の対象となる契約)

**第18** 政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を定める契約は、次のとおりとする。

(1) 建設工事の請負に係る契約のうち、設計額が130万円以上であるもの

(2) 建設関連業務委託に係る契約のうち、設計額が50万円以上であるもの

(最低制限価格の額)

**第19** 建設工事における最低制限価格は、設計額の算出の基礎となった設計書等に基づき、次の方法により定める。

(1) 設計額の算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額を基に、設計額の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で町長が定める額

(2) 工事等の性質上前号の規定により難しいものについては、同号の規定にかかわらず、設計額に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を乗じて得た額とする。

**第20** 建設関連業務委託における最低制限価格は、別表第1の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額の合計額を基に、町長が定める額とする。ただし、測量業務及び地質調査業務以外に係る契約については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量業務に係る契約については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

(入札の代理)

**第21** 入札参加者は、代理人をして入札させようとするときは、代理人に委任状を持参させなければならない。

- 2 入札参加者及びその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

## 第22 削除

(開札)

**第23** 開札は、町長が指定した場所において、入札参加者全員が入札を行ったことを確認した後、入札参加者立ち合いの上、開札する旨の宣言をもって行う。

(落札者の決定等)

**第24** 落札者は、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 第23の規定により開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、更に2回まで入札を行う。ただし、前項の最低制限価格未満の価格をもって入札した者（すべての入札を行った者が最低制限価格未満の価格をもって入札したときを除く。）及び紫波町契約規則（平成28年紫波町規則第24号）第10条に規定する無効の入札をした者については、その後の入札はできないものとする。
- 3 前項の規定により再度の入札に付した結果、なお予定価格の制限に達しないときは、入札を打ち切る。
- 4 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- 5 執行者は、落札者を決定したときは、直ちに入札者にその氏名（法人にあっては、その名称）及び金額を告知するものとする。

## 第4章 契約及び着手

(契約及び着手)

**第25** 落札者は、契約担当課等から交付された契約書の案に基づいて契約書を作成し、記名押印の上落札者として決定された日から7日以内にこれを町長に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、その落札は、その効力を失う。
- 3 工事等着手の期限は、契約の日から5日以内とする。
- 4 落札者決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しないものとする。

- (1) 町が発注する建設工事請負契約を締結する場合において、法第28条の23第2項の経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過したとき。

- (2) 町が発注する建設工事請負契約を締結する場合において、法第29条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対する業種について岩手県を含む地域で命ぜられたとき。
- (3) 前号の場合のほか、当該契約に係る営業又は事業に関係する法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖を命じられたとき。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第174号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているとき。
- (5) 第31に規定するところにより指名停止措置を受けたとき。
- (6) 役員等（個人である場合のその者、法人である場合の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者であると認められるとき。

（随意契約における準用）

**第26** 第25の規定は、随意契約により契約するものにこれを準用する。この場合において、「落札者」とあるのは「最低価格提示者」と、「その落札」とあるのは「その契約の相手方たる身分」と読み替えるものとする。

## 第5章 公表

（公表の対象及び内容）

**第27** 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の規定により公表の対象とする工事等は、建設工事にあつては設計額250万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）のものとし、建設関連業務委託にあつては設計額50万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）のものとし、その発注見通し、入札及び契約に関し公表する事項等は、次に定めるところによる。

| 区分                           | 公表する事項            | 公表する時期                            | 公表の方法                          | 公表する期間           |
|------------------------------|-------------------|-----------------------------------|--------------------------------|------------------|
| 1 建設工事及び建設関連業務委託の発注見通しに関する事項 | 1 名称、場所、期間、種別及び概要 | 4月1日（当該日において予算が成立していない場合は、予算成立の日） | 町のホームページ及び総務課に設ける閲覧所において閲覧に供する | 公表した日の属する年度の末日まで |
|                              | 2 入札及び契約の方法       |                                   |                                |                  |
|                              | 3 入札を行う時期         |                                   |                                |                  |

|                               |                                                                                                                                                                                                           |                                         |                                  |                      |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------|----------------------|
|                               |                                                                                                                                                                                                           | 以降遅滞なく<br>(公表した内容に変更がある場合は、10月1日以降遅滞なく) | 方法                               |                      |
| 2 入札及び契約（次項に規定するものを除く。）に関する事項 | 1 指名業者の商号又は名称及び指名理由<br>2 入札者の商号又は名称及び入札金額<br>3 落札者の商号又は名称及び落札金額<br>4 最低制限価格未満の価格による入札者<br>5 契約の相手方の商号又は名称及び住所<br>6 工事又は業務の名称、場所、種別及び概要<br>7 工事又は業務着手の時期及び完成の時期<br>8 契約金額<br>9 予定価格<br>10 設計額<br>11 最低制限価格 | 契約を締結した後遅滞なく                            | 町のホームページ及び総務課に設ける閲覧所において閲覧に供する方法 | 公表した日の属する年度の翌年度の末日まで |
| 3 金額の変更を伴う契約の変更をしたものに関する事項    | 1 工事又は業務の名称、場所、種別及び概要<br>2 工事又は業務着手の時期及び完成の時期<br>3 契約金額                                                                                                                                                   | 契約を締結した後遅滞なく                            | 町のホームページ及び総務課に設ける閲覧所において閲覧に供する   | 公表した日の属する年度の翌年度の末日まで |



|  |         |  |    |  |
|--|---------|--|----|--|
|  | 4 変更の理由 |  | 方法 |  |
|--|---------|--|----|--|

(随意契約における準用)

**第28** 第27の規定は、随意契約により契約するものにこれを準用する。この場合において、同条の表中「入札を行う時期」とあるのは「契約を締結する時期」と、「入札及び契約（次項に規定するものを除く。）」とあるのは「随意契約によることとしたもの」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替えられる字句             | 読み替える字句               |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 指名業者の商号又は名称及び指名理由   | 1 見積書徴収業者の商号又は名称      |
| 2 入札者の商号又は名称及び入札金額    | 2 各見積者の見積金額           |
| 3 落札者の商号又は名称及び落札金額    |                       |
| 4 最低制限価格未満の価格による入札者   |                       |
| 5 契約の相手方の商号又は名称及び住所   |                       |
| 6 工事又は業務の名称、場所、種別及び概要 | 3 工事又は業務の名称、場所、種別及び概要 |
| 7 工事又は業務着手の時期及び完成の時期  | 4 工事又は業務着手の時期及び完成の時期  |
| 8 契約金額                | 5 契約金額                |
| 9 予定価格                | 6 契約の相手方の商号又は名称及び住所   |
| 10 設計額                | 7 契約の相手方を選定した理由       |
| 11 最低制限価格             |                       |

## 第6章 指名停止その他措置

(入札会の取りやめ等)

**第29** 町長は、入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等により、入札会を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札会の執行を延期し、又は取りやめることがある。

2 町長は、入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認めるときは、当該入札会を取りやめることがある。

(事情聴取等)

**第30** 町長は、入札後に入札書及び内訳書の内容を確認し、談合が疑われるとき又は積算単価等に疑義があるときは、必要に応じ、事情聴取、資料の提出等を求めることがある。

(指名停止)

**第31** 町長は、有資格業者（第8第1項に規定する資格者名簿に登載された者をいう。以下同じ。）

が別表第2又は別表第3に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、その情状に応じ、それぞれ定めるところにより当該有資格業者について指名停止を行う。

2 町長は、前項の規定により指名停止を行ったときは、当該指名停止を受けた者を指名競争入札において指名し、及び工事等の契約の相手方としてはならない。

3 前項の場合において、現に指名停止を受けた者を指名競争入札において指名しているときは、町長は、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

**第32** 町長は、第31第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定めて指名停止を行うものとする。

2 町長は、第31第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 町長は、第31第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

**第33** 有資格業者が一の事案により別表第2又は別表第3に定める措置要件の2以上のものに該当するときは、当該措置要件ごとに定める期間のうち最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 有資格業者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の下限は、それぞれ別表に定める期間の下限の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第2又は別表第3に定める措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表第2又は別表第3に定める措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第3第1項から第3項まで又は第4項から第10項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項から第3項まで又は第4項から第10項までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、指名停止の期間の下限未

満の期間を定める必要があるときは、指名停止期間の下限の2分の1の期間（第4第1号に該当する場合にあっては、別表第3第5項、第8項又は第10項に定める期間を限度とする。）まで短縮することができる。

- 4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第2、別表第3及び第1項の規定による上限を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該上限の2倍まで延長することができる。
- 5 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表第2、別表第3、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかであると認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

**第34** 町長は、指名停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第33第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の下限とする。

- （1） 談合情報を得た場合又は町の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第3第5項、第8項又は第10項に該当したとき それぞれ当該各項に定める下限の2倍の期間
- （2） 別表第3第4項から第10項までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各項に定める下限の2倍の期間
- （3） 別表第3第4項から第6項までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各項に定める下限の2倍の期間
- （4） 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、

別表第3第4項から第6項までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各項に定める下限に1ヵ月加算した期間

- (5) 町又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第3第7項から第10項までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各項に定める下限に1ヵ月加算した期間

（指名停止の通知）

**第35** 町長は、第31第1項若しくは第32各項の規定により指名停止を行い、第33第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（様式第2号）、指名停止期間変更通知書（様式第3号）又は指名停止解除通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、町長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することがある。

- 2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が町の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を求めることがある。

（下請等の禁止）

**第36** 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が町が発注する工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

**第37** 町長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことがある。

（建設関連業務の委託契約等に係る競争入札参加資格者に対する指名停止）

**第38** 建設関連業務の委託契約及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者に対する指名停止については、町営建設工事の例による。

（随意契約における準用）

**第39** 第31第2項の規定は、随意契約により契約するものにこれを準用する。この場合において、「前項の規定により指名停止を行ったときは、当該指名停止を受けた者を指名競争入札において指名し、又は工事等の契約の相手方」とあるのは「指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の

相手方」と読み替えるものとする。

(設計違算)

**第40** 町長は、指名競争入札のうち、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係るものにおいて設計違算（設計図書における設計単価の適用誤り、数量の誤り、費用の計上漏れ、文言の記述誤り等により設計金額に誤りが生じたものをいう。以下同じ。）が生じたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を行うものとする。

- (1) 指名競争入札に係る通知を発出した後から入札会を開くまでの間に設計違算があることが判明したとき 当該入札会の中止
- (2) 入札会により落札候補者を決定した後から当該落札候補者を落札者と決定するまでの間に設計違算があることが判明したとき 当該指名競争入札に係る手続の取消（ただし、落札候補者の決定に影響がないときは、この限りでない。）
- (3) 落札者を決定した後から落札者と契約を締結するまでの間に設計違算があることが判明したとき 当該指名競争入札に係る手続及び落札者の決定の取消（ただし、落札者の決定に影響がないときは、この限りでない。）
- (4) 落札者と契約を締結した後に設計違算があることが判明したとき 当該契約に係る契約書に定めるところによる

2 前項第1号の規定にかかわらず、町長は、設計違算が軽微であると認めるときは、当該設計違算を訂正し、その内容等を入札参加者に周知し、入札に係る手続を続行することがある。

3 第1項第3号の規定により落札者の決定が取り消された場合において、落札の決定を取り消された者は、これにより生じた損害を町長に請求することができる。

(随意契約における準用)

**第41** 第40の規定は、随意契約に係る設計違算にこれを準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 条項           | 読み替えられる字句 | 読み替える字句   |
|--------------|-----------|-----------|
| 第1項各号列記以外の部分 | 指名競争入札    | 随意契約      |
| 第1項第1号       | 指名競争入札    | 見積依頼      |
|              | 入札会を開く    | 見積書を開披する  |
|              | 当該入札会     | 随意契約による契約 |

|        |         |           |
|--------|---------|-----------|
| 第1項第2号 | 入札会     | 随意契約      |
|        | 落札候補者   | 契約相手      |
|        | 落札者     | 最低価格提示者   |
|        | 指名競争入札  | 随意契約      |
| 第1項第3号 | 落札者     | 最低価格提示者   |
|        | 指名競争入札  | 随意契約      |
| 第1項第4号 | 落札者     | 最低価格提示者   |
| 第2項    | 入札参加者   | 見積者       |
|        | 入札に係る手続 | 随意契約に係る手続 |
| 第3項    | 落札者     | 最低価格提示者   |
|        | 落札の決定   | 契約の決定     |

## 第7章 補則

(補則)

**第42** この要綱に定めるもののほか、入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**前 文** (抄) (令和4年3月25日告示第61号)

令和4年4月1日から施行する。

**前 文** (抄) (令和5年3月1日告示第56号)

令和5年4月1日から施行する。

### 別表第1 (第20関係)

| 業種区分          | 1       | 2       | 3                     | 4                       |
|---------------|---------|---------|-----------------------|-------------------------|
| 測量業務          | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額  | —                       |
| 建築関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額  | 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額      |
| 土木関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額  | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額  | 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額 |

|                   |         |                              |                                 |                                 |
|-------------------|---------|------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 地質調査業務            | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に<br>10分の9を乗じて<br>得た額 | 解析等調査業務費<br>の額に10分の8を<br>乗じて得た額 | 諸経費の額に10分<br>の4.8を乗じて得た<br>額    |
| 補償関係コンサル<br>タント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額                       | その他原価の額に<br>10分の9を乗じて<br>得た額    | 一般管理費等の額<br>に10分の4.5を乗じ<br>て得た額 |

**別表第2**（第31及び第33関係） 町の所管する区域内において生じた事故等に基づく措置基準

| 区分                  | 措置要件                                                                                                      | 期間                   |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 虚偽記載                | 1 町の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内 |
| 過失による<br>粗雑工事       | 2 町長が締結した請負契約に係る工事（以下この表において「町発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。              | 当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内 |
|                     | 3 町の所管する区域内における工事で前号に掲げる以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。           | 当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内 |
| 契約違反                | 4 第2号に掲げる場合のほか、町発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。                                          | 当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内 |
| 安全管理措置の不適切<br>により生じ | 5 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）                                       | 当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内 |

|                         |                                                                                       |                      |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| た公衆損害                   | を与えたと認められるとき。                                                                         |                      |
| 事故                      | 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内 |
| 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故 | 7 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。                        | 当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内 |
|                         | 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。        | 当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内 |

別表第3（第31、第33及び第34関係） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 区分 | 措置要件                                                                                          | 期間                       |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 贈賄 | 1 次に掲げる者が町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。                                         |                          |
|    | （1） 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）              | 逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内 |
|    | （2） 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げる者以外のものをいう。以下同じ。） | 逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上9ヵ月以内  |
|    | （3） 有資格業者の使用人で前号に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）                                                       | 逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上6ヵ月以内  |
|    | 2 次に掲げる者が町の所管する区域内の他の公                                                                        |                          |



|               |                                                                                                 |                                |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
|               | 共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。                                                  |                                |
|               | (1) 代表役員等                                                                                       | 逮捕又は公訴を知った日から<br>3 ヶ月以上 9 ヶ月以内 |
|               | (2) 一般役員等                                                                                       | 逮捕又は公訴を知った日から<br>2 ヶ月以上 6 ヶ月以内 |
|               | (3) 使用人                                                                                         | 逮捕又は公訴を知った日から<br>1 ヶ月以上 3 ヶ月以内 |
|               | 3 次に掲げる者が町の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。                            |                                |
|               | (1) 代表役員等                                                                                       | 逮捕又は公訴を知った日から<br>3 ヶ月以上 9 ヶ月以内 |
|               | (2) 一般役員等                                                                                       | 逮捕又は公訴を知った日から<br>1 ヶ月以上 3 ヶ月以内 |
| 独占禁止法<br>違反行為 | 4 町の所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）      | 当該認定をした日から 2 ヶ月<br>以上 9 ヶ月以内   |
|               | 5 町長が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。                  | 当該認定をした日から 3 ヶ月<br>以上 12 ヶ月以内  |
|               | 6 町の所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき。 | 刑事告発を知った日から 1 ヶ<br>月以上 9 ヶ月以内  |

|            |                                                                                                       |                          |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 競売入札妨害又は談合 | 7 次に掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においては第1号に掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 |                          |
|            | (1) 町の所管する区域内の他の公共機関の職員                                                                               | 逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上12ヵ月以内 |
|            | (2) 町の所管する区域外の他の公共機関の職員                                                                               | 逮捕又は公訴を知った日から1ヵ月以上12ヵ月以内 |
|            | 8 町長が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。                            | 逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内 |
|            | 9 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。                          | 逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内 |
|            | 10 町長が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。                                | 逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内 |
| 法違反行為      | 11 法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。                                                             | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内     |
| 不正又は不誠実な行為 | 12 別表第2及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。                                 | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内     |
|            | 13 別表第2及び前各項に掲げる場合のほか、代表                                                                              | 当該認定をした日から1ヵ月            |

|  |                                                                                                              |                |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|  | <p>役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提訴され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>以上9ヵ月以内</p> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|